

## 佐賀市社会福祉協議会ボランティア活動協力校事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校におけるボランティア活動の支援を目的にボランティア活動協力校（以下「協力校」という。）に対し、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、佐賀市社会福祉協議会助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象協力校)

第2条 要綱第2条第1項第3号に定める助成金の交付の対象となる協力校は、佐賀市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及びその他会長が必要と認める学校とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、それぞれ学校の実情に応じて、独自の創意と計画に基づき、次に定める事業に取り組むこととする。

(1) ボランティア学習のための講演会・学習会・発表会など

(2) 地域の清掃活動・地域の花壇づくりなどの環境美化活動

ただし、校内の美化活動や校内の花壇づくりなど、ボランティア活動とは考え難い活動は対象外とする。

(3) 空きカン回収・使用済み切手収集などの収集ボランティア

(4) 共同募金・歳末たすけあい運動・献血などへの協力

(5) 福祉施設等への訪問による、入所者との交流および介護の体験活動

(6) 地域での各種行事・催し物への協力

(7) その他、事業の目的に合うと本会会長が認める活動

(助成金の交付額)

第4条 要綱第3条に定める助成金の交付額は、1校につき25,000円を上限とし、毎年度予算の範囲内において本会会長が定める額とする。

(様式および提出期日)

第5条 要綱12条に定める書類およびこれに添付する書類ならびに提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行し、平成25年度分の事業から適用する。

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

この要領は、平成29年6月22日から施行する。

## 別表（第5条関係）

条項	提出書類	様式	提出部数	提出期限
要綱第5条の規定 による書類	助成金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	実施計画書	第4号	1部	
	収支予算書	第5-2号	1部	
要綱第8条の規定 による書類	助成金実績報告書	第3号	1部	当該年度の末 日
	助成金実施報告書	第6号	1部	
	収支決算書	第7-2号	1部	
	活動に係る資料等 (事業概要が分かる書類)	任意様式	各1部	